

当医院は、以下の項目の施設基準等に適合している旨、厚生労働省東北厚生局に届出を行っています。

●**歯科初診料の注 1 に規定する基準**

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフがおります。

●**歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準**

在宅で療養している患者さんへの歯科訪問診療を行っています。

●**CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー**

CAD／CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠及びインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

●**補綴物維持管理料**

装着した冠やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

●**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（歯外在ベⅠ）**

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和6年の6月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。